

岐 阜 県 公 報

目 次

告 示

岐阜県歴史資料館で使用する館長印

(法務・情報公開課)

ページ
—

訓 令 甲

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

(同) —

号 外 (四) 平 成 二 十 二 年 四 月 一 日

告 示

岐阜県告示第二百六十四号

岐阜県歴史資料館で使用する館長印を次のように定め、平成二十二年四月一日から使用する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 印 影



書 体 てん書
大 小 さ 二 十 三 ミ リ メ ー ト ル 平 方

二 公 印 管 理 者

岐阜県歴史資料館長

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十一号

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週 (火 曜 日) 発 行 (休 日 に 当 た る と き は 翌 日)

平 成 二 十 二 年 四 月 一 日

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程(昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。
第二条第八号中、「組織規則第百六十二条第一項に規定する部長」及び「センター所長」を削り、同号の次に次の一号を加える。

八の二 総括管理監 組織規則第二十条第一項に規定する総括管理監をいう。

第八条第一項第四号中「番号」の下に「(枝番号を含む。以下同じ。)」を加える。

第九条第一項中「において直接受領した」を「直接送付された」に改め、同項第一号中「及び特別送達郵便」を「特別送達郵便及び特定記録郵便」に改める。

第十条の二を次のように改める。

(主務課に直接送付された文書の取扱い)

第十条の二 文書等が主務課に直接送付されたときは、主務課長がこれを受領する。ただし、信書便の役務に要する費用の未納又は不足の文書が送付されたときは、公務に關すると認められるもの限り、その料金を支払い、受領することができる。

第十三条第一項第二号中「第四十三条第二項第二号を除き、以下」を「以下この章において」に改める。

第十四条の二中「登録し」を「登録し、第八条第一項第二号及び第四号に該当する文書にあつては番号を付け」に改める。

第十四条の三第一項及び第二項中「文書管理システムに必要事項を登録」を「前条の例により処理」に改める。

第十五条第一項第五号中「契約金額その他の」を削る。

第二十九条第一項第三号を次のように改める。

三 運送便により施行する文書 主務課において荷造りをし、あて先を明記し、及び必要な表示をし、法務・情報公開課の文書発送担当者に差し出すこと。ただし、通常の発送方法以外の方法で発送する必要があるとき及び次項第二号に定める時刻以後に発送するときは、主務課において発送すること。

第二十九条第二項第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 運送便により施行する文書 午後三時三十分までに差し出された文書を運送業者に引き渡すこと。

第三十四条第二項中「調整」を「調製」に改める。

第三十八条第三項中「法務・情報公開課長が別に指定する施設(以下「指定施設」という)を「歴史資料館(組織規則第七十条に規定する岐阜県歴史資料館をいう。以下同じ。」「指定施設」を「歴史資料館」に改め、同条第四項中「指定施設」を「歴史資料館」に、「主務課長」を「歴史資料館の長(以下「館長」という。))及び主務課長」に改め、同条第五項中「指定施設で保存し」を「館長に引き継ぐ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、法務・情報公開課長は、館長とその引継ぎに係る文書の保存等について協定を締結するものとする。

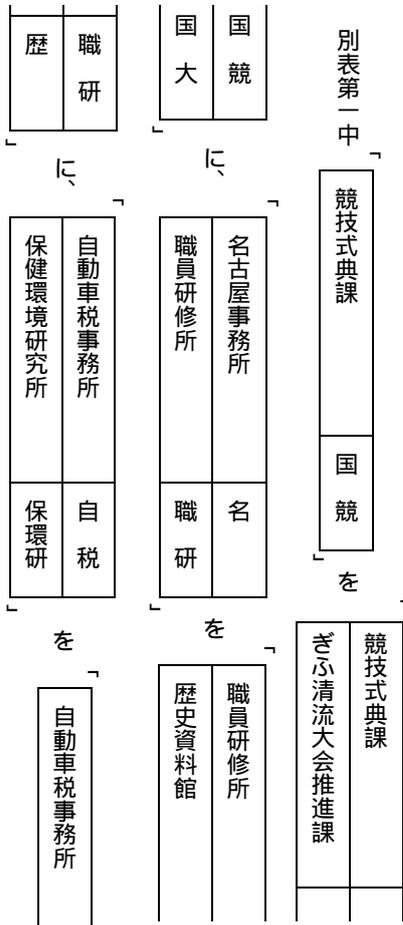
第四十一条第一項中「毎年二月末日」を「法務・情報公開課長が定める日」に改める。第四十二条第四項中「必要」を「館長が歴史資料館に収蔵することを必要」に、「指定施設で保存する」を「館長に引き継ぐ」に改め、同条第五項中「指定施設で保存する」を「館長に引き継ぐ」に改める。

第四十八条第一項第五号中「契約金額その他の」を削る。

第五十三条第五項中「決裁者の閲覧」を「決裁権者の後関」に改め、「決裁者の登庁後直ちにその承認を得」を削る。

第六十七条第二項中「調整」を「調製」に改める。

第七十三条第一項中「毎年二月末日」を「法務・情報公開課長が定める日」に改める。第七十四条第三項中「法務・情報公開課長」を「館長」に、「指定施設」を「歴史資料館」に改める。



下 看 に										保 環 研 に				中 農 研 に		自 税 に	
飛驒地域農業改良普 及センター	東濃地域土岐農業改 良普及センター	東濃地域農業改良普 及センター	中濃地域郡上農業改 良普及センター	中濃地域中濃農業改 良普及センター	中濃地域農業改良普 及センター	西濃地域揖斐農業改 良普及センター	西濃地域農業改良普 及センター	岐阜地域農業改良普 及センター	飛驒農林事務所	下呂温泉病院	多治見病院	総合医療センター	下呂看護専門学校	県立看護大学	生物工学研究所	中山間農業研究所	
飛農改	東土農改	東農改	中郡農改	中中農改	中農改	西指農改	西農改	岐農改	飛農林	下病	多病	総医	下看	看大	生物研	中農研	
を										を				を		を	
飛驒農林事務所										下呂看護専門学校				保健環境研究所		中山間農業研究所	

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則

飛農林
に改める。

飛驒地域下呂農業改 良普及センター	飛下農改
----------------------	------

平成二十二年四月一日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター